

平成 28 年 10 月 28 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による  
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正を行います。

概要は次のとおりです。

「決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上のための「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 28 年 11 月 27 日（日）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 28 年 11 月 27 日（日）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 28 年 11 月 27 日（日）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

## 決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上のための「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正について

平成28年10月28日  
証券会員制法人 札幌証券取引所

### I. 趣旨

政府は、『日本再興戦略』改訂2015において、持続的に企業価値を向上させるための企業と投資家の建設的な対話を促進する観点から、企業の情報開示について統合的な開示の在り方を検討することを求めています。これを受けた金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループは、会社法、金融商品取引法、上場規則に基づく3つの制度開示について、全体としてより適時に、よりわかりやすく、より効果的・効率的な開示が行われるよう、開示に係る自由度を向上させることを提言しています（平成28年4月18日）。

そこで、本所では、決算短信・四半期決算短信（以下「短信」といいます。）の様式について使用強制をとりやめることで、自由度を高めるため「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」について所要の改正を行うこととします。

### II. 概要

項目	内容	備考
短信の様式に関する自由度の向上	・ 本所が定める短信の様式のうち、本体である短信のサマリー情報について、上場会社に対して課している使用義務は、これを撤廃します。	・ これに伴い、本体である短信のサマリー情報については、付属資料である短信の添付資料と同様、短信作成の際の参考様式として、上場会社に対しその使用を要請するに止めることとします。

### III. 実施時期（予定）

平成29年3月末日以後最初に終了する通期決算又は四半期決算の開示から適用します。

以上